

# 4 原子力災害対策プロジェクト

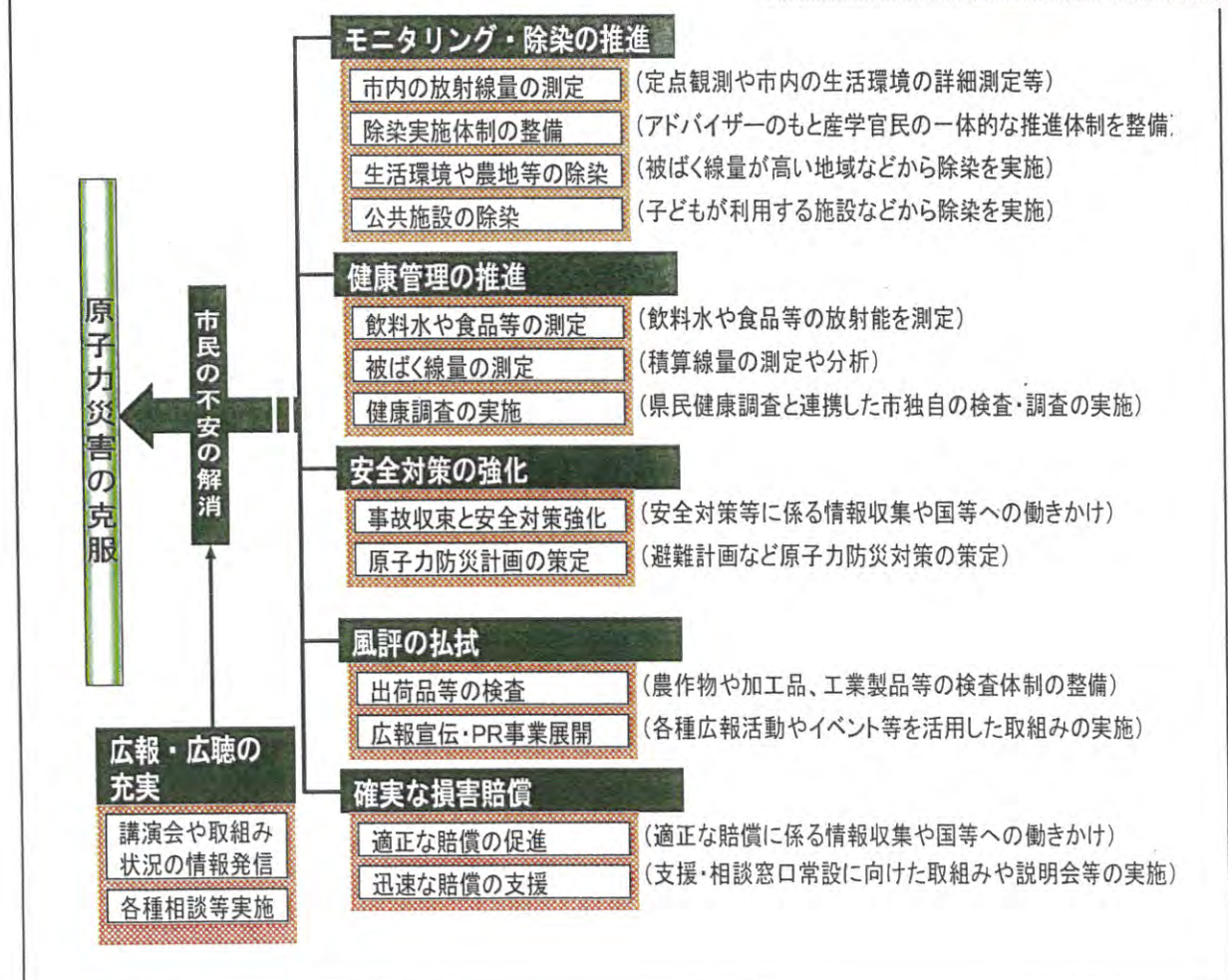
## 1 原子力災害対策に向けた全体方針

- 放射能に対する市民の不安を解消するため、モニタリングの充実・強化を図り、放射線量を低減させる除染を推進するとともに、市民の健康管理の取組みを推進します。
- また、一刻も早い原発事故の収束や、確実な安全対策に向けた取組みを強化し、全ての市民が安全で安心して暮らすことができる社会を目指します。
- 風評を払拭するため、市独自の農作物・商品等の検査体制を整備・強化するとともに、様々な事業・機会を活用して広報・PR事業を展開し、情報発信を実施します。
- 原発事故発生以来、本市の市民や事業者は、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や営業損害などは計り知れないものがあることから、適正で迅速な損害賠償の実施に向けた取組みを展開します。

詳細モニタリングと除染



### <原子力災害対策の全体像>



○ 除染方法（例）

（「市町村による除染実施ガイドライン」（平成 23 年 8 月 26 日原子力災害対策本部決定）より）

除染対象		除染方法(例)
生活圏	家屋・庭	庭木の剪定、軒下などの除草、雨樋の清掃、屋根の高圧洗浄、庭土の表土除去
	道路	アスファルトの継ぎ目・ひび割れのブラッシング、側溝の清掃
	保育施設・教育施設・公園等	校庭の表土除去、側溝清掃
	生活圏の樹木	常緑樹：枝葉の剪定 落葉樹：落ち葉・腐葉土の回収
森林(生活圏)		常緑針葉樹：3～4年にわたって継続的な落ち葉除去 林縁部周辺について枝葉除去 落葉広葉樹：林縁から20m程度を目安に落葉除去
農地		耕起されていない所：表土削り取り、水による土壌攪拌・除去、反転耕 耕起されている所：反転耕、深耕

○ 除染に係るスケジュール（想定）

現時点において、次のようなスケジュールを想定していますが、今後、市内全域のきめ細やかなモニタリングの状況によって、スケジュールは弾力的に見直すこととします。

主な取組み		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
市内全域モニタリング	放射線量測定	全行政区				
	優先順位等		整理	検証	検証	検証
優先地区の除染（●mSv/年以上、●キロ圏内を含む地区）			除染の実施			
				検証・必要に応じて追加除染		
子どもの生活空間の除染（保育施設・教育施設・公園等）		汚染マップ作成				
			除染の実施			
				検証・必要に応じて追加除染		
面的除染（市内全域モニタリングの結果踏まえた地区や施設の優先順位に応じて実施）			汚染マップ作成			
				除染の実施		
					検証・必要に応じて追加除染	
（局所的除染）			（随時実施）			



## 2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・広域的な放射線量のモニタリング（航空モニタリング等）	モニタリング・除染
	・除染の枠組み整備（財政負担や廃棄物処理の手法整理等）	モニタリング・除染
	・防災指針の見直し	安全対策強化
	・原子力損害賠償紛争解決センターの設置	損害賠償
県	・市町村への放射能検査装置の貸与	健康管理推進
	・県民を対象とした県民健康調査の実施	健康管理推進
	・農作物や工業製品の放射能検査	風評払拭
	・損害賠償に係る関係団体・市町村の連絡調整協議会の運営	損害賠償
	・損害賠償に係る弁護士相談会の実施	損害賠償
市	・モニタリングの実施	柱1
	・市放射線量低減アドバイザー等の設置	柱1
	・安定ヨウ素剤の配布	柱1
	・県民健康調査の拡大実施	柱1
	・妊婦、乳幼児等に対する積算線量計の貸与	柱1
	・原子力災害に関する損害賠償の円滑化	柱1
	・除染の実施	柱2
	・原子力災害に対する安全対策の強化	柱2
	・放射線教育の充実	柱2
	・本市農林水産物の風評被害の払拭	柱4
	・観光分野における風評被害対策	柱4
	・農産物のモニタリング検査機器の配備	柱4
	・工業製品の残留放射線の測定	柱4
	・原子力災害対応に向けた組織体制の整備	柱5
	・国・県等関係機関の誘致（（仮称）原子力保安庁など）	柱5
	・原子力災害に係る適正な賠償の請求（自治体分）	柱5